

携帯電話型通報機器 レンタル契約書

福岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、福岡市緊急通報システム実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、緊急通報システム機器（以下「機器」という。）のレンタルについて、次の条項により契約を締結する。

第1条 携帯電話型通報機器（以下「機器」という。）を、設置の日から令和 年3月31日までの間、レンタルする。

2 第1項の契約期間満了1月前までに甲、乙いずれか一方からの意思表示がないときは、この契約は契約期間の満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

3 レンタルに際して、乙は要綱第8条第2項に定める利用者負担額を支払うものとする。

第2条 乙は、甲に届け出た住所の自宅内のみで、機器を使用すること。

第3条 乙は、レンタルされた機器を本事業の目的に反して使用してはならない。

第4条 乙は、機器の不具合が生じたときや、機器をき損又は滅失したときは、直ちに甲に報告するものとする。

第5条 乙は、その責に帰すべき理由により、機器の不具合が生じたときや、機器をき損又は滅失したときは、速やかに乙の負担と責任で補修・復旧、又はその損害を賠償するものとする。

第6条 乙が自宅外で機器を使用した場合や、機器の充電不備により、甲が必要な対応ができなかった場合、甲はその責を負わないものとする。また、予期せぬ通信障害等で、甲が必要な対応ができなかった場合も同様とする。

第7条 乙は、緊急時の救助活動により、住居等の一部に破損を生じた場合においては、その修復費用は乙の負担とし、甲及び緊急通報協力員は、その責を負わないものとする。

第8条 乙は、機器のレンタルを必要としなくなったときは、速やかに甲に申し出なければならない。

第9条 乙が入院等で在宅でない期間が3月を越えるときは、利用者負担額の支払いを停止するものとする。なお、入院等期間が6月を越えるときは、甲は契約を解除することができる。

第10条 甲は、乙が本契約書に違反したとき、又は要綱第5条の要件に該当しなくなったときは、直ちにこの契約を解除するものとする。その場合、乙は速やかに機器を返還しなければならない。

2 なお、不正の行為等によりレンタルを受けたとき又は要綱の規定に違反したとき、乙は甲の請求に応じ、当該レンタルに要した費用の一部又は全部を返還しなければならない。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 住 所
氏 名 印